

山 武 市
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 7 月 17 日

山 武 市

目 次

I	はじめに	1
1.	新型インフルエンザ等の発生と危機管理	1
2.	本市における新型インフルエンザ等対策の経緯	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
1.	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
2.	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	3
3.	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
4.	新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について	4
5.	対策推進のための役割分担	6
6.	行動計画の主要 6 項目	8
	（1）実施体制	8
	（2）情報提供・共有	8
	（3）まん延防止に関する措置	9
	（4）予防接種	10
	（5）医療	11
	（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	11
7.	発生段階	11
III	各段階における対策	14
	・ 未発生期	14
	・ 海外発生期	17
	・ 国内発生早期（県内未発生）～県内発生早期	20
	・ 県内感染期	23
	・ 小康期	26
	・ 各段階における国、県、市の役割分担	29

附属資料

山武市新型インフルエンザ等対策本部条例	35
（参考 1）県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	36
（参考 2）用語解説	38

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものであり、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。

また、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

このように、新たなインフルエンザ等が発生し、まん延した場合であっても対応できる十分な危機管理体制が必要であることから、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が平成 25 年 4 月 13 日に施行されている。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に規定されているところであり、これらに基づき、体制を整備し、対策の強化を図る。

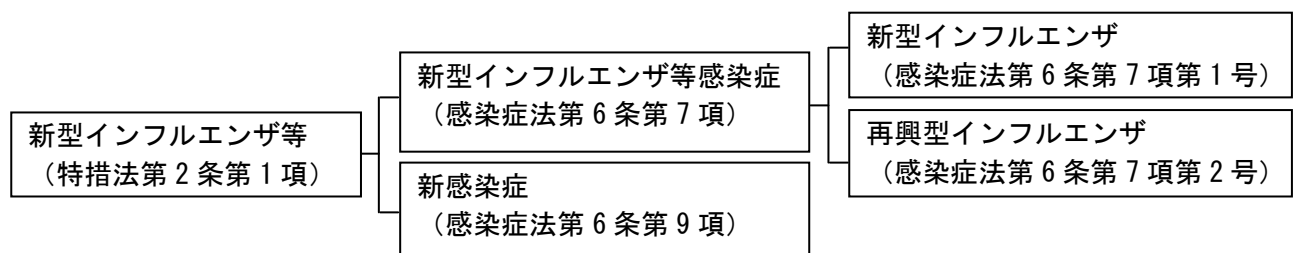
2. 本市における新型インフルエンザ等対策の経緯

2009 年（平成 21 年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的大流行を受け策定された「政府新型インフルエンザ対策行動計画」及び「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、本市においても平成 21 年度に「山武市新型インフルエンザ行動計画」を策定した。

今回、特措法が施行されたことに伴い、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示した「政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」が策定されたことを受け、従前の「山武市新型インフルエンザ行動計画」を抜本的に見直し、新たに「山武市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定することとした。

なお、本行動計画の対象とする感染症は、政府行動計画及び県行動計画と同様に、以下のとおりである。

- 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ随時見直す必要があり、また、政府行動計画が変更された場合も、適時適切に変更を行うものとする。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

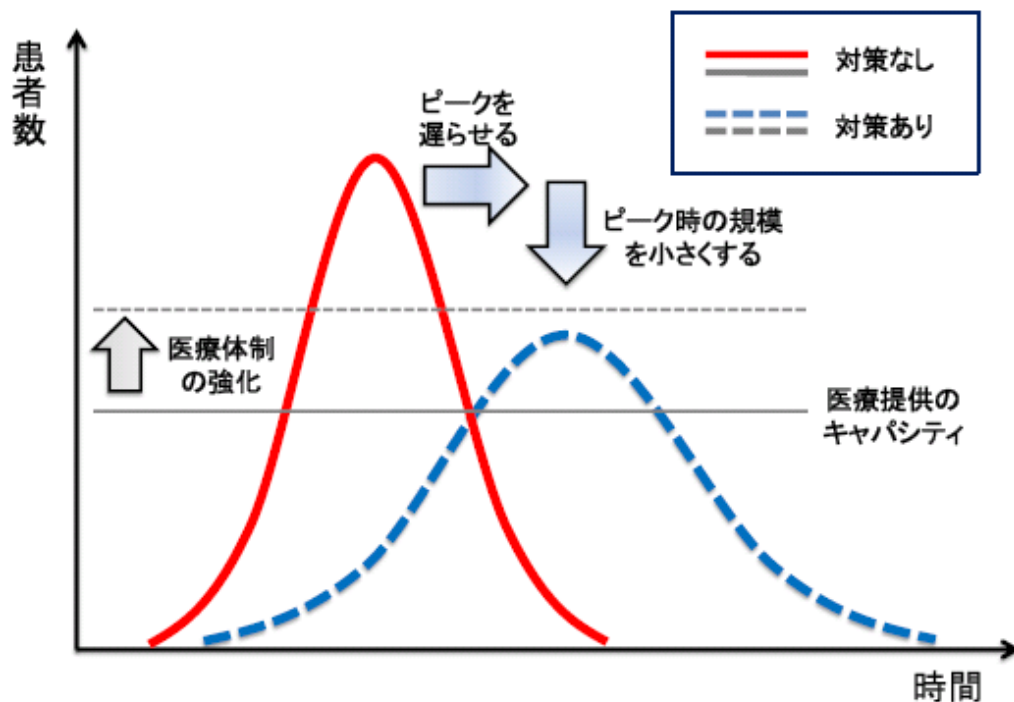
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。また本市は、成田国際空港に近接しているため、その懸念は小さくなく、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられる。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまう可能性が高いことを念頭におき、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

ア. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

イ. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

- 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本市においては、国及び県の対策を踏まえつつ、地理的条件、地域性、医療体制等の特徴も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を確立する。

- 発生前の段階から、市民に対する啓発や業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。
- 国内発生早期の段階では、不要不急の外出の自粛を呼びかけるなど感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携して、市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、その状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、県を通じ、政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制などの医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時には、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び本行動計画又は業務計画等に基づき、国・県又は指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。

千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が行う医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に関し、市民の権利と自由に制限を加える要請を行う場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

また、その際には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要がある。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

山武市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進にあたり、必要に応じて、県対策本部長に対して新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（４）記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について

（１）新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

なお、本行動計画の策定に際しては以下、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本市（平成 22 年国勢調査では、

山武市の人口 56,089 人で全国人口 128,057,352 人の 0.044%) に当てはめることで、被害想定を行った。

想定条件

り患率：25%

致命率：アジア・インフルエンザ等を中等度 0.53%

スペイン・インフルエンザを重度 2.0% とする。

項目	想定される人数	
り患者数	約 14,000 人	
医療機関受診者	5,700 人～11,000 人	
中等度の場合	入院者数 230 人	死亡者数 70 人
重度の場合	入院者数 880 人	死亡者数 280 人

参 考

<国及び県の被害想定値>

項 目	国の想定値	県の想定値
医療機関受診者	約1,300万人～約2,500万人	約63万人～約121万人
中等度	入院者数 約53万人	入院者数 約2.6万人
	死亡者数 約17万人	死亡者数 約0.8万人
重 度	入院者数 約200万人	入院者数 約9.7万人
	死亡者数 約64万人	死亡者数 約3.1万人

- 流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下で、国の示した入院患者の発生分布から推計すると、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は市内で約 40 人（流行発生から 5 週目）となり、重度の場合では、1 日当たりの最大入院患者数は約 170 人となる。
- これらの推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の日本の医療体制、衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。
- これらの想定については、多くの議論があり、科学的知見が十分と言えないことから、国は最新の科学的知見の収集に努め必要に応じて見直しを行うこととしており、市においても国の状況等を踏まえ適宜見直しを行う。
- 新感染症については、未知の感染症であるため、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものは新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きく、市の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象となっている。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対応を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対応を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- 全市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。
- り患者は、1週間から10日間程度り患し、欠勤となる。り患した従業員の大部分は欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示す。

1. 国

新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努め、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国その他諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策をすすめる。

2. 県

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応をする。

新型インフルエンザ等の発生前の段階から、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進する。各部局庁では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

さらに、国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生した際には、「政府対策本部」の設置とともに、県は直ちに「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、同対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。その後も必要に応じて同対策本部会議を開催する。

「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発生段階に応じた具体的な対策を検討する。また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。

3. 市

住民に最も近い行政単位として、地域住民に対する情報提供やワクチンの接種、独居高齢者や障害者等への生活支援などを適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。

また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と堅密な連携を図る。

政府が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を発表した際には、速やかに対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

4. 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。

5. 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6. 登録事業者

医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等特措法第28条に規定するものについては、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、可能な限り、その活動を継続するよう努める。

7. 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。

8. 個人

新型インフルエンザ等の発生前の平常時から、新型インフルエンザ等やその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても、手洗い・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を積極的に実践する。

6. 行動計画の主要6項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、(1)実施体制、(2)情報提供・共有、(3)まん延防止に関する措置、(4)予防接種、(5)医療、(6)市民生活及び市民経済の安定の確保の6項目に分けて立案している。各項目に含まれる内容を以下に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。このため、新型インフルエンザ等が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、関係部局等との認識の共有を図るとともに、連携を確保しながら全市一体となった取組を推進し、発生時には国、県等と連携して、対策を強力に推進する。

各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画等を実施するために必要な措置を講ずる。

また、感染拡大に伴い、行政サービスの低下が予想されることから、必要不可欠な業務の継続と危機管理対応を推進するため、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても各部局の重要業務を継続する体制を整える。

新型インフルエンザ等が発生し、政府による緊急事態宣言が発令されたときは、特措法第34条に基づく市対策本部を設置する。

新型インフルエンザ等発生前から行動計画の作成等において医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

なお、特措法第35条の規定による市対策本部の組織は次のとおりであり、市対策本部は新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

- ①対策本部長 市長
- ②副本部長 本部員のうち、本部長が指名する者
- ③本部員 副市長、教育長、消防団長及び職員のうち本部長が任命する者

(2) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策を適宜適切に実施するため、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともにその結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元できるよう体制を整える。

ア. 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関、登録事

業者、一般事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、都道府県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ. 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、高齢者、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、山武市ホームページ、広報さんむ、防災行政無線等複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ. 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機管理に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に幼児、児童、生徒等に対しては、学校、こども園等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ. 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、迅速に分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

オ. 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、市対策本部における広報担当者が適時適切に情報を提供する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) まん延防止に関する措置

ア. 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろにずらすことで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。こうしたまん延防止対策の効果により医療提供体制を維持し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を維持することが可能となると期待される。

また、個人対策や、地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うこととなる。まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、市内での対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化

に応じて、実施する対策を決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ. 主なまん延防止対策について

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、感染症法に基づき県が行う新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等と呼びかけるとともに、手洗い・うがい・マスク着用・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、主に国内発生早期において、県内が措置を実施する地域に指定された場合、必要に応じ、県が行う不要不急の外出自粛要請に協力する。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

(4) 予防接種

ア. ワクチンについて

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

なお、国において、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済ワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進することとなっており、市はその検討状況を把握し、適切な対応を図る。

イ. 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象者は、

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

なお、特定接種の対象となる登録事業者、国家公務員及び地方公務員並びにその接種順位については、国が基本的な考え方を提示しているが、実施にあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を、政府対策本部において総合的に判断し、決定することとなっている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

登録事業者の登録の基となる業務に直接従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となり、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員は当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村が実施主体

となる。実施については、原則として集団的接種により接種を実施する。このため、市が接種の実施主体となる対象者について接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

ウ. 住民接種

住民接種は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により行う。一方、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）により行う。

実施主体は市であり、原則として集団的接種により実施する。このため、未発生期から接種が円滑に行えるよう、接種体制を構築しておく。

特定接種対象者以外の接種対象者については、①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、④高齢者、の4群に分類することを基本とし、接種順位についてはこの分類に基づき、政府対策本部が決定する。

エ. 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(5) 医療

ア. 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながるため、国、県及び医療機関等と連携し、医療体制の整備に協力する。

イ. 在宅療養患者への支援

国、県等と連携し、在宅療養患者への支援を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、職場で多くの欠勤者が出ることが想定され、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足のおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活・市民経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。また、その他事業者等においても事前の準備を行うことが重要である。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

本行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内（県内）での発生、まん延期、小康状態に至るまでを、それぞれの実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での各発生段階の移行については、WHOの情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定し、それを公表する。

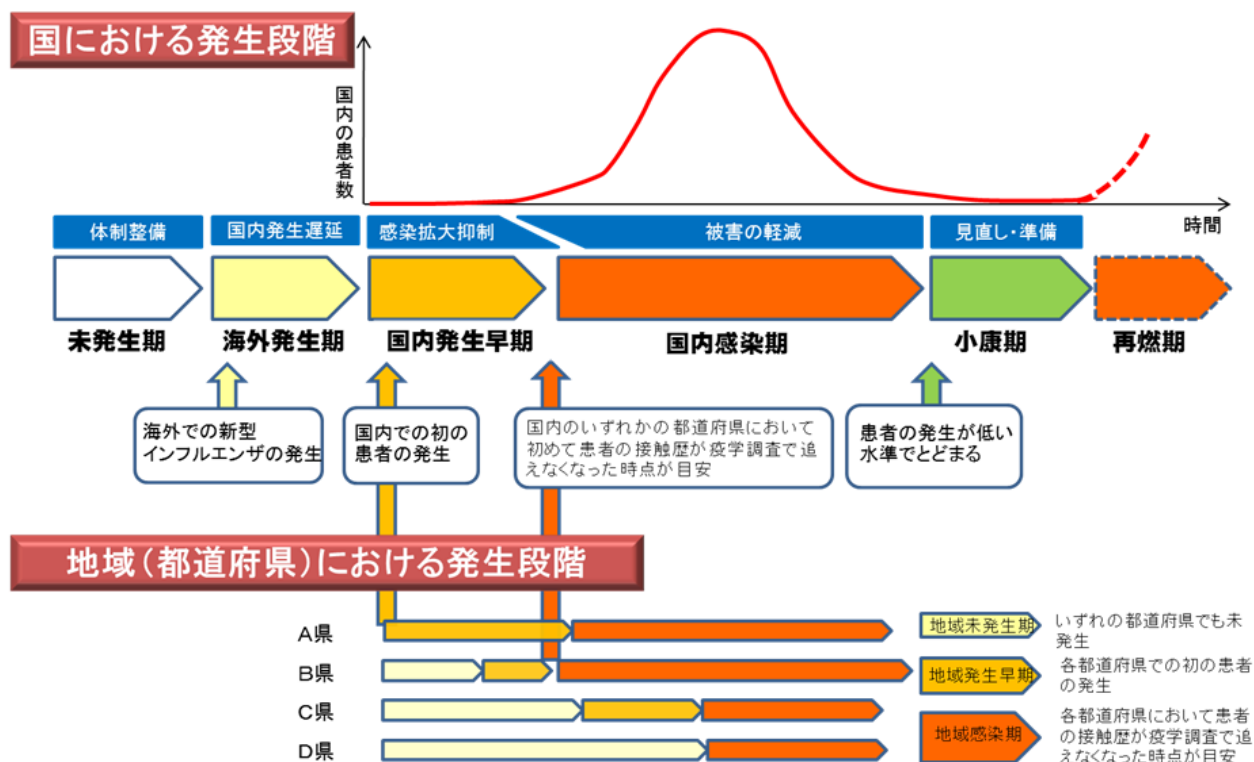
国が決定した発生段階の状況と県の状況が異なる場合は、医療提供や感染対策等について、

柔軟に対応する必要があることから、県が発生段階を定め、その移行についても、必要に応じて県が判断する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと及び緊急事態宣言がされた場合には対策の内容も変化することに留意が必要である。

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞※政府行動計画より転載

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



＜国及び県における発生段階＞

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内・県内発生早期	【国内発生早期】（国の判断） 県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	【県内未発生期】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態
	【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内・県内感染期 ※感染拡大～まん延～患者の減少	【国内感染期】 県外で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※以下の場合もあり得る ①県内で患者が発生していない場合 ②県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	【県内感染期】 県内で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要６項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じて、マニュアル等に定めることとする。

未発生期

○状況

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

○目的

発生に備えて体制の整備を行う。

○対策の考え方

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、県、近隣市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア. 行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し必要に応じ見直していく。

イ. 体制の整備と国・県等との連携強化

新型インフルエンザ等発生時の対策を整備・強化するために、初動対応にあたる体制の確立や発生時に備えたマニュアル及び市業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等を進める。

国、県、近隣市町村等との連携を図るため、平時からの情報交換や連絡体制の確認、訓練等を実施する。

(2) 情報提供・共有

ア. 情報収集

国、県及び関係機関等から、新型インフルエンザ等の対策や医療等に関する情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組みに協力する。

イ. 情報提供

県、山武健康福祉センター等と連携し、必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の、インフルエンザ等に対して実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

ウ. 体制整備

コミュニケーションの体制整備として以下を行う。

- 新型インフルエンザ等発生時の、発生状況に応じた市民への情報提供の内容について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- 情報提供する媒体については、山武市ホームページ、広報さんむや防災行政無線等複数の媒体を用いることとする。
- 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築し、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することとする。
- 情報の受け取り手の反応や必要としている情報の把握に努め、更なる情報提供に活かすこととする。
- 新型インフルエンザ等発生時に様々な相談に応じるための「新型インフルエンザ等相談窓口」を迅速に設置できるよう準備する。
- 発生前から国、県、関係機関等との情報共有を行う体制を整備する。

(3) まん延防止に関する措置

対策実施のための準備

- 個人レベルでの対策の普及
 - ・手洗い、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
 - ・発症が疑わしい場合は、県が設置する帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の基本的な感染対策について市民の理解促進を図る。
- 地域対策・職場対策の周知
 - ・新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における感染対策や新型インフルエンザ等緊急事態において、国、県が行う防疫対策、施設の使用制限の要請等の対策への協力体制を整備し、市民へ周知するための準備を行う。
- 衛生資器材等の供給状況の把握
 - ・衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の在庫等の状況を把握する体制を整える。

(4) 予防接種

ア. 特定接種対象者の登録の協力

国の要請に基づき、県に協力し、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、併せて、登録事業者の具体的な地位や義務等を周知する。

イ. 接種体制の構築

- 特定接種
 - ・国の要請に基づき、集団的接種を原則とした接種体制の構築を進める。
- 住民接種
 - ・国及び県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
 - ・円滑な接種の実施のために、県の技術的支援を受けあらかじめ市町村間で広域的な協定等を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能とするよう努める。
 - ・速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者と協力し、国から示される具体的なモデルを活用し、接種に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、接種日の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

ウ. 予防接種に関する情報提供

国が提供する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(5) 医療

在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うための体制を整える。

県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組みに協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア. 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国の要請に応じ、県と連携し、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

イ. 火葬能力等の把握

県及び近隣市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ. 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。

海外発生期

○状況

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

○目的

- 1) 新型インフルエンザ等の県内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

○対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 県内発生した場合には、患者を早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- 5) 国が検疫等により、国内発生を遅らせるよう努めている間に、医療機関等への情報提供、市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約、共有及び分析を行い、庁内の体制を整備する。

国が特措法第15条に基づき「政府対策本部」を設置した場合には、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じ市対策本部を設置し、対策について協議する。

国が決定した基本的対処方針等を考慮し、必要な体制を強化するため、市対策本部（市対策本部を設置していない場合は臨時の庁議等）において対策を検討する。

国が病状の程度が季節性インフルエンザと同等以下と判断した新型インフルエンザ等の発生の場合は、感染症法に基づく各種対策を実施する。

(2) 情報提供・共有

ア. 情報収集

国、県及び関係機関等から、新型インフルエンザ等の対策や医療等に関する情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組みに協力する。

イ. 情報提供

市民に対して、国が示した海外の発生状況や県内で発生した場合に必要な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら、広報さんむ、市ホームページ等複数の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。その際、情報入手が困難なことが予想される外国人や聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取り手に応じた情報提供手段を講じる。

手洗い、うがい、マスク着用等の感染対策が必要であることを市民に周知する。
情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

ウ. 情報共有

国が設置する問い合わせ窓口を利用するなどして、国、県及び関係機関等と情報共有を行う。

エ. 相談窓口の設置

新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、市民からの一般的な問い合わせに対応する。
市の相談窓口に寄せられる問い合わせ等の内容を踏まえ、市民等がどのような情報を必要としているか把握する。

(3) まん延防止に関する措置

ア. 感染症危険情報の発出等

国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。

国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

イ. 感染対策の実施

マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。

(4) 予防接種

ア. 接種体制

● 特定接種

国、県と連携し、国の示した特定接種の具体的運用のもと、集団的接種を原則とし、新型インフルエンザ等対策を実施する市職員等に対し、本人の同意を得て接種を行う。また、国が行う事業者への接種について協力する。

● 住民接種

- ・ 国、県と連携して接種体制の準備を行う。
- ・ 国、県の要請を受け、全市民が、速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、市行動計画及びマニュアル等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制をとれるよう準備する。

イ. 予防接種に関する情報提供

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(5) 医療

在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組みに協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定体制の確保

ア. 要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

イ. 遺体の火葬・安置

国、県からの要請を受け、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置出来る施設等の確保ができるよう準備を行う。

国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

○状況

- ・ 国内発生早期（県内未発生期）
国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態。
- ・ 県内発生早期
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

○目的

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

○対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅延させるため、引き続き、感染対策等を行う。緊急事態区域に指定された場合は、県内発生状況等を踏まえ、緊急事態措置により、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内や県内の患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での発生情報の情報収集に加えて、国内や県内の情報をできるだけ集約し、関係機関等に提供する。
- 4) 県内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。
- 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

国内において新型インフルエンザ等が発生したことが確認された場合は、速やかに情報の集約、共有及び分析を行い、対策に反映させる。

緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じ市対策本部を設置し、対策について協議する。

政府による基本的対処方針が示された場合、県等と連携して、医療機関、事業者及び市民に広く周知する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

ア. 情報収集

国、県及び関係機関等から、新型インフルエンザ等の対策や医療等に関する情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組みに協力する。

イ. 情報提供

新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があり、感染予防には一人ひとりが、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの個人防護を行うことが必要であることを市民に周知する。

国等からの情報をもとに、国内・県内での発生状況や具体的な対策等について、対策

の実施主体等を明確にしながら分かりやすく詳細に情報提供し、市民への注意喚起を行うとともに、市ホームページ等により、国のＱ＆Ａ等を関係機関や市民に周知する。

学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に市民に提供する。

ウ. 情報共有

インターネット等を活用し、国、県及び関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報を共有する。

エ. 相談窓口の充実・強化

国からの要請に従い、引き続き、配布されるＱ＆Ａの改訂版等を受けて、新型インフルエンザ等相談窓口においての相談に対応する。

市民からの問い合わせ状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討する。

(3) まん延防止に関する措置

市内でのまん延防止対策

- 国内発生早期（県内未発生期）

県内発生に備え、引き続き、海外発生期の対策を行う。

- 県内発生早期（最初の国内発生が県内の場合を含む。）

県内で患者が発生した場合は、感染症法に基づき県が実施するインフルエンザ等の患者への対応（入院措置、治療、積極的疫学調査等）や患者の接触者への対応（外出自粛要請、健康調査の実施、有症時の対応指導等）等に協力し、まん延防止対策を推進する。

(4) 予防接種

ア. 接種体制

- 特定接種

引き続き、国、県等と連携し、特定接種を実施する。

- 住民接種

国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。

パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会や関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく接種を開始するとともに、接種に関する情報を県や国に提供する。

接種の実施にあたり、国、県と連携して、市保健福祉センター・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、国が基本的対処方針の変更を行ったのち、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する住民に対する臨時の予防接種を実施する。

イ. 予防接種に関する情報提供

パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するため、供給が可能になり次第予防接種を開始し、その接種に関する情報を市民に提供する。

(5) 医療

在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、そ

の取り組みに協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア. 市民・事業者への呼びかけ

食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、国が事業者に対して行う要請等の取り組みに協力する。

イ. 要援護者対策

計画に基づき、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

ウ. 遺体の火葬・安置

県と連携し、地域の新型インフルエンザ等発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の个人防护具等を調整する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

● 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者である、市、指定（地方）公共機関は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

● 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

県内感染期
○状況 ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
○目的 1) 医療提供体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。
○対策の考え方 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。 対策の実施については、発生の状況を把握し、実施すべき対策の判断をする。 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について、分かりやすくかつ積極的に情報提供する。 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数を少なくして医療機関等の負担を軽減する。 4) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることで健康被害を最小限にとどめる。 5) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の市民生活・市民経済を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

市対策本部は、市内の患者発生状況を迅速に把握し、国から示される基本的対処方針等を参考に必要な対策を決定する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

①市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

②他の地方公共団体による代行、応援等

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。また、県及び他の市町村が同様の状況となった場合においても、特措法の規定に基づき代行、応援等の措置に協力する。

(2) 情報提供・共有

ア. 情報収集

国、県及び関係機関等から、新型インフルエンザ等の対策や医療等に関する情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組みに協力する。

イ. 情報提供

国、県等と連携し、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

インフルエンザ等の感染予防には、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの市民一人ひとりが行う個人防護が重要であることを、引き続き市民に広く周知する。

ウ. 情報共有

インターネット等を活用し、国、県や関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報共有を継続する。

エ. 相談窓口の継続

国からの要請に従い、引き続き、配布されるQ & Aの改訂版等を受けて、新型インフルエンザ等相談窓口においての相談に対応する。

市民からの問い合わせ状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討する。

(3) まん延防止に関する措置

ア. 市内でのまん延防止対策

市民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨するとともに、県が行う職場や学校・保育施設等における以下の感染対策についての要請等の取り組みに協力する。

- 事業者に対し、職場における感染対策を徹底するよう要請する。
- ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策の呼びかけを行うよう要請する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況が想定されるため、市は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ県が講じる措置に協力する。

(4) 予防接種

県からのワクチンの供給予定等の情報などを受け、関係機関に周知するとともに、当該関係機関と連携して接種体制等を調整する。

ワクチンが供給可能になり次第、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始し、市民に対し接種に関する情報提供を開始する。

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、特措法46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

ア. 医療体制の整備

県等と連携して、県内での発生状況や対策の状況、対策の理由、対策の実施主体、対策等について速やかに正確な情報を提供し、注意喚起を行う。

イ. 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア. 市民・事業者への呼びかけ

食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、国が事業者に対して行う要請に協力する。

イ. 要援護者対策

新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

- 水の安定供給
県内発生早期の記載を参照
- 生活関連物資等の価格の安定等
市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。
- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援
国、県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- 埋葬・火葬の特例等
死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

小康期
○状況 ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
○目的 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。
○対策の考え方 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア. 対処方針の決定

国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合にはその対応を行う。

イ. 緊急事態宣言の解除

国が緊急事態措置の必要がなくなったとして緊急事態措置の解除宣言を行った場合には関係機関へ周知する。

『新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき』とは、具体的には、

- ・ 患者の数、ワクチン接種者の数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

ウ. 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、これを踏まえ、必要に応じて、市の行動計画、マニュアル等の改定等を行う。

エ. 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。ただし、本部長が必要と認める場合は継続して設置する。

(2) 情報提供・共有

ア. 情報収集

国、県及び関係機関等から、新型インフルエンザ等の対策や医療等に関する情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組みに協力する。

引き続き、国からの情報収集のほか、インターネット等を活用し、WHO、国立感染症研究所等から、新型インフルエンザ等の情報を収集する。

イ. 情報提供

小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を行う。

ウ. 情報共有

インターネット等を活用し、国や関係機関等と第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針や現場の状況等の情報を共有する体制を維持する。

エ. 相談窓口の縮小

国の要請に基づき、状況を見ながら、新型インフルエンザ等相談窓口を縮小する。

(3) まん延防止に関する措置

県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、予防対策、注意喚起の内容に関する見直しを市民に周知する。

(4) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、国、県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

国、県等と連携し、患者の発生状況を勘案しつつ平常の医療体制に戻すために協力する。

不足している資器材や備蓄品の確保を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア. 市民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、国が事業者に対して行う要請に協力する。

イ. 要援護者対策

新型インフルエンザにり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

国と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

